特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療に関する事務　基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御坊市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

和歌山県御坊市長

公表日

令和8年6月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、後期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度である。 都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合（その都道府県の区域内の全市町村が加入する広域連合）が置かれ、保険者となる。 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の後期高齢者の全員と、65歳から74歳の高齢者で障害のある者を被保険者とし、その疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行っている。 また、後期高齢者保健事業に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合ごと保険料を設定・賦課し、保険料は市町村が徴収し、後期高齢者医療広域連合に納付する。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。 ②資格確認書、資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証の交付・再交付・返還受理。 ③保険給付の支給。 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置。 ⑤保険料の徴収及び還付。 ⑥広域連合の標準システムへのオンライン処理。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下、標準システムという。） ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。

2. 特定個人情報ファイル名
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、交換情報データファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、後期高齢者医療関連情報ファイル（広域連合）

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年法律第27号） 第9条（利用範囲）第1項　別表85の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） なし （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 117の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部保険年金課
②所属長の役職名	市民生活部保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御坊市役所　総務部総務課 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地2 TEL　0738-22-4111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御坊市役所　市民生活部保険年金課 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地2 TEL　0738-23-5530

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年5月8日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する場面において、複数人での確認作業を行っている。事務処理マニュアルも作成している。 また、書類等の保管に関して施錠できる書架等への保管を徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を記載した紙媒体は一定の保管場所で施錠管理するようにしている。データについてはログの取得を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月29日	1．特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下、「標準システム」という。） ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下、「標準システム」という。） ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。	事前	
平成28年2月29日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	
平成28年2月29日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 83の項 （別表第二における情報） 82の項		事前	
平成30年5月11日	5．評価実施機関における担当部署	②所属長　市民福祉部国保年金課長　野村　武生	②所属長　市民福祉部国保年金課長　田渕　耕一	事後	
平成31年3月15日	1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	また、後期高齢者保健事業に要する費用に充てるため、後期高齢者医療保険広域連合ごと保険料を設定・賦課し、保険料は市町村が徴収し、後期高齢者医療広域連合に納付する。	また、後期高齢者保健事業に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合ごと保険料を設定・賦課し、保険料は市町村が徴収し、後期高齢者医療広域連合に納付する。	事後	字句修正
平成31年3月15日	Ⅳ　リスク分析	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和2年6月19日	5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民福祉部国保年金課長　田渕　耕一	市民福祉部国保年金課長	事後	
令和4年1月31日	1．特定の個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑤保険料の徴収。	⑤保険料の徴収及び還付。	事前	R4.6データ標準レイアウト改版 による情報連携の実施の有無の変更
令和4年1月31日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	R4.6データ標準レイアウト改版 による情報連携の実施の有無の変更
令和4年1月31日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		~~番号法第19条第8号　別表第二~~ （別表第二における情報提供の根拠） なし （別表第二における情報照会の根拠） 82の項	事前	R4.6データ標準レイアウト改版 による情報連携の法令上の根拠の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅳ　リスク分析 6．情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[　]接続しない（入手） 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 　十分である	事前	R4.6データ標準レイアウト改版 による情報連携の法令上の根拠の変更
令和7年5月7日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付・再交付・返還受理。	②資格確認書、資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証の交付・再交付・返還受理。	事後	
令和7年5月7日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法律の根拠 番号法第19条第8号　別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） なし （別表第二における情報照会の根拠） 82の項	②法律の根拠 番号法第19条第8号　主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） なし （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 117の項	事後	
令和7年5月7日	5．評価実施機関における担当部署	①担当部署 市民福祉部国保年金課 ②所属長の役職名 市民福祉部国保年金課長	①担当部署 市民生活部保険年金課 ②所属長の役職名 市民生活部保険年金課長	事後	
令和7年5月7日	7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	御坊市役所　総務部総務課庶務係 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地 TEL　0738-22-4111	御坊市役所　総務部総務課 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地2 TEL　0738-22-4111	事後	
令和7年5月7日	8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	御坊市役所　市民福祉部国保年金課国民健康保険係 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地 TEL　0738-23-5530	御坊市役所　市民生活部保険年金課 〒644-8686　和歌山県御坊市薗350番地2 TEL　0738-23-5530	事後	
令和7年5月23日	Ⅳ-8.人手を介在させる作業	―	新規追加	事後	新様式による項目の追加
令和7年5月23日	Ⅳ-11.もっとも優先度が高いと考えられる対策	―	新規追加	事後	新様式による項目の追加
令和7年5月23日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和3年12月31日　時点	令和7年3月31日　時点	事前	
令和7年5月23日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年1月21日　時点	令和7年5月13日　時点	事前	
令和8年5月28日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用	第9条（利用範囲）第1項　別表第一59の項	第9条（利用範囲）第1項　別表85の項	事後	